

○ 火災警報規則

〔 昭和 60 年 3 月 30 日
規 則 第 4 号 〕

(趣旨)

第1条 この規則は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 22 条第 3 項の規定による火災に関する警報（以下「火災警報」という。）の発令及び解除に関し必要な事項を定めるものとする。

(発令及び解除)

第2条 火災警報は、気象の状況が次の各号のいずれかに該当し、かつ、発令の必要があると認めるときに発令するものとし、その必要がなくなつたと認めるときに解除するものとする。

- (1) 実効湿度 60 パーセント以下であつて、最低湿度 40 パーセントを下り、最大風速 10 メートル以上の風が 2 時間以上吹くと予想されるとき。
- (2) 平均風速 10 メートル以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき。ただし、降雨、降雪中はこの限りでない。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、気象の状況が火災予防上危険物であると認められるとき。

第3条 火災警報は、一部の区域に限つて発令することがある。

(発令及び解除の通報)

第4条 火災警報を発令し、又は解除しようとするときは、この旨を当該火災警報の対象となる大船渡地区消防組合を組織する市町の長に通報するものとする。

附 則

この規則は、公布日から施行する。